



2026 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 出澤 剛
(コード：4689 東証プライム)
問い合わせ先 取 締 役 C F O 坂 上 亮 介
(電話：03-6779-4900)

**(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による
株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定及び
当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ**

当社並びにベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）は、2026 年 5 月 14 日付「カカコム株式会社の資本政策に関する提案書の提出についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、株式会社カカコム（以下「対象者」といいます。）に対し、2026 年 5 月 7 日付及び同月 13 日付で、対象者の非公開化を含む資本政策に関する法的拘束力を有しない初期的な提案書を提出し、その後、2026 年 7 月 1 日付「(経過開示) 株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、ベインキャピタルの投資委員会における承認及び当社の取締役会における決議を行った上で、対象者に対し、2026 年 7 月 1 日付で、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として 2026 年 6 月 1 日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップを公開買付者とする、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を対象とした現金対価の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）、並びにその後のスクイーズアウト手続により、対象者株式の全てを取得し、対象者株式を非公開化すること（以下「本取引」といいます。）を内容とする、法的拘束力を有する提案書を提出しておりました。

今般、上記のとおりベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップである BCPE Blitz Cayman, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）が、2026 年 7 月 29 日付で、別添の「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けの成立後、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本公開買付けの決済時までの期間において、公開買付者の持分の全てを保有する BCPE Blitz Intermediate Holdings Cayman, L.P. に対して出資することを予定している旨、本日開催の取締役会において併せて決議しましたので、お知らせいたします。

詳細については、別添のプレスリリースをご参照ください。

なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

(添付)「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

各 位

BCPE Blitz Cayman, L.P.
BCPE Blitz GP, LLC
(General Partner)

株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）並びに LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）は、2026 年 5 月 14 日付「カカコム株式会社の資本政策に関する提案書の提出についてのお知らせ」（以下「5 月 14 日付買付者プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場に上場している株式会社カカコム（証券コード：2371、以下「対象者」といいます。）に対し、2026 年 5 月 7 日付及び同月 13 日付で、対象者の非公開化を含む資本政策に関する法的拘束力を有しない初期的な提案書（以下、前者を「5 月 7 日付提案書」、後者を「5 月 13 日付初期的提案書」といいます。）をそれぞれ提出し、その後、2026 年 7 月 1 日付「（経過開示）株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」（その別添を含み、以下「7 月 1 日付買付者プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、ベインキャピタルの投資委員会における承認及び LINE ヤフーの取締役会における決議を行った上で、対象者に対し、2026 年 7 月 1 日付で、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として 2026 年 6 月 1 日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップが、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といい、対象者株式と併せて「対象者株券等」といいます。）を対象とした現金対価の公開買付け、並びにその後のスクイーズアウト手続により、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化すること（以下「本取引」といいます。）を内容とする、法的拘束力を有する提案書（以下「7 月 1 日付提案書」といいます。）を提出しておりました。

上記のとおりベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップである BCPE Blitz Cayman, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、本取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を 3,520 円（ただし、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）との間で本不応募契約（下記「2. 買付け等の目的等」の「(1) 公開買付けの目的の概要」に定義します。以下同じです。）を締結できた場合には、3,640 円）として実施することを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの実施は、①対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること（注 1）、③法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本取引を実施するにあたって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得（以下「本クリアランス」といいます。）（注 2）が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること及び⑤対象者に係る業務等に関する重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと（注 3）を前提条件（以下「本公開買付け前提条件」といいます。）とするものですが、いずれの前提条件についても充足することを見

込んでおります。公開買付者としては、本クリアランスの取得完了が合理的に見込まれ、対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られた時点で本公開買付けを速やかに開始する予定ですが、その時期については、2026年9月中旬を見込んでおります。

もし、本公開買付前提条件のいずれかが充足されないことが明らかになった場合、公開買付者は、本公開買付けを実施せず本取引の検討を中止するものとします。

(注1) Kamgras 1株式会社（以下「Kamgras 1」といいます。）が、対象者株券等を対象とする、本日時点において買付け等の期間を2026年5月13日から2026年8月3日までとする公開買付け（以下「Kamgras 1公開買付け」といいます。）を実施しているところ、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けについて2026年5月13日付で提出した公開買付届出書（以下「Kamgras 1届出書」といいます。）によれば、対象者は、Kamgras 1との間の公開買付契約に基づき、Kamgras 1公開買付けの公開買付期間の末日までの間、Kamgras 1公開買付けへの賛同を維持し、これを撤回又は変更しない義務を負っているとのことであり、当該義務は、本取引について適格対抗買付提案（Kamgras 1届出書によれば、Kamgras 1公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「Kamgras 1公開買付価格」といいます。）を2%以上上回る公開買付価格による対象者の非公開化を目的とする公開買付けに係る法的拘束力のある提案（ただし、取引の実施に要する資金の確保について十分な確度を有すると客観的かつ合理的に認められ、かつ、取引の実施に要する許認可等の取得についての懸念が合理的に認められず、また、取引の実施に関する前提条件が明示され、当該前提条件の充足可能性についての懸念が客観的かつ合理的に認められないものに限ります。）を意味するとのことです。以下同じです。）が公表されることを含む手続を充足しない限り維持されるとのことです。この点、適格対抗買付提案が公表された場合、対象者は、Kamgras 1公開買付価格の変更について申し入れることができ、かかる申入れの翌営業日から起算して10営業日以内（ただし、遅くとも公開買付期間の末日の前営業日まで）に、Kamgras 1がKamgras 1公開買付価格を適格対抗買付提案における公開買付価格以上の金額に変更しない場合、対象者は、本特別委員会の判断も十分に尊重した上で、Kamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回又は変更することができるとされているとのことです。対象者が2026年7月2日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」（以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、7月1日付提案書を適格対抗買付提案として評価した上で、2026年7月1日付で、Kamgras 1に対してKamgras 1公開買付価格の変更について協議を申し入れるとともに、Kamgras 1公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対してKamgras 1公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び対象者の新株予約権者の皆様に対しては、Kamgras 1公開買付けに応募するか否かについてはそのご判断に委ねることを決議したとのことです。その後、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けについて2026年7月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書（以下「7月17日付 Kamgras 1訂正届出書」といいます。）によれば、Kamgras 1は、上記協議の申入れを踏まえ、Kamgras 1公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定したとのことです。なお、対象者が2026年7月17日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」（以下「7月17日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当該金額変更を受けても、当該日時点においては、7月2日付対象者プレスリリースにおいて公表していた意見（Kamgras 1公開買付けに賛同するものの、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募することは推奨せず、中立の立場をとること）を変更していないとのことです。そのような状況の中で、本公開買付価格がKamgras 1公開買付価格を上回っている（KDDI との間で本不応募契約を締結できていない段階での本公開買付価格（3,520円）が本日現在のKamgras 1公開買付価格を2.03%上回っており、さらに、本不応募契約を締結することができれば本公開買付価格はKamgras 1公開買付価格を5.51%上回る3,640円となる）ことや、本取引は対象者に生じるシナジーの大きさ等の観点でKamgras 1公開買付けよりも優れたものであると考えていることから、公開買付者としては、対象者がKamgras

1公開買付けへの賛同表明を撤回し、本公開買付前提条件の①及び②が満たされる十分な可能性があると考えております。

- (注2) 公開買付者は、現時点までの検討において、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）に基づく届出、②外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）に基づく届出、③オーストラリア競争法に基づき、本公開買付けについて届出が不要である旨の決定（以下「免除決定」といいます。）、並びに④ドイツ競争制限禁止法に基づく事前届出が必要となることを想定しておりますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続及び対応の要否の判断に変更が生じる可能性があります。なお、①について、公開買付者は、2026年7月9日に公正取引委員会に対して本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る届出前相談を開始しており、今後、本株式取得に係る事前届出が可能となった時点で、公正取引委員会に対して本株式取得に係る事前届出を行う予定です。また、②について、公開買付者は、2026年7月3日、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年7月27日付で短縮され、2026年7月28日より公開買付者による本株式取得が可能となっております（許可等の番号：JD 第619号）。③について、公開買付者は、2026年8月3日までは、オーストラリア競争法に関連して、オーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（以下「ACCC」といいます。）に対して、免除決定を受けるために必要となる関連書類を提出することを予定しています。そして、ACCC が免除決定を行うための法定期間は提出日から25営業日以内とされていることから、公開買付者は、2026年9月7日（現地時間）頃までに免除決定を受領する見込みです。④について、公開買付者は、2026年8月7日までは、連邦カルテル庁に対して事前届出を行うことを予定しています。そして、ドイツ競争制限禁止法に基づく事前届出の待機期間は原則として届出より1ヶ月間であることから、遅くとも2026年9月7日（現地時間）頃までに待機期間が満了する見込みです。なお、④については7月1日付買付者プレスリリースには記載しておりませんでした。これは、7月1日付買付者プレスリリースの公表時点においては、対象者より開示された情報を踏まえ、公開買付者においてドイツにおける届出免除規定の適用有無を検討していたものの、その後の検討及び分析の結果、かかる届出免除規定の適用を受けずに事前届出を行う判断となったという事情の変更によるものです。
- (注3) 本日時点において、公開買付者は、本公開買付前提条件の③に該当する事情が生じたことは確認しておらず、かかる事態が生じることは稀であることから、かかる条件も十分に満たされる可能性があると考えており、また、本公開買付前提条件の⑤についても対象者の協力を得られる場合には容易に充足されるものと考えております。

記

1. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円） 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円

買付予定数の下限	131,805,000（株）（注1）
買付予定数の上限	—（株）

- (注1) 当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（特別関係者の株券等所有割合を含みます。）は66.05%となります。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数（下記「2. 買付け等の目的等」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。）（199,552,867株）に係る議決権の数（1,995,528個）を分母として計算しており、また、小数点以下第三位を四捨五入しております。また、対象者が2026年6月17日に提出した「第29期 有価証券報告書」（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数（1,977,987個）を分母として計算した場合、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（特別関係者の株券等所有割合を含みます。）は66.64%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となります。
- (注2) 対象者によれば、本日現在、第16回新株予約権は全て権利行使済みであり、残存していないとのことです。

2. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの目的の概要

ベインキャピタル及びLINEヤフーが7月1日付買付者プレスリリースにてお知らせしておりましたとおり、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、対象者に対して7月1日付提案書を提出し、下記の全ての条件が充足されることを条件として、本公開買付けを開始することを目指しておりました（7月1日付提案書の提出経緯の詳細については、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）。

- ① 本公開買付けに対して、対象者が賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ② 本特別委員会において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ③ 法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと
- ④ 本クリアランスが完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること
- ⑤ 対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと
- ⑥ 本取引を実施するにあたって必要となるベインキャピタルの投資委員会による最終承認及びLINEヤフーの取締役会決議が完了すること

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、7月1日付提案書の提出以降、対象者から、対象者及び本特別委員会が本取引を検討するにあたり、本取引に関して生じ得る対象者の企業価値の毀損リスクを可及的に排除し、本取引後に対象者の企業価値を向上させていくための前提条件（以下「本主要条件」といいます。）について確認を受け、対象者との間で継続的に協議を行いました。

本主要条件に関する協議・交渉の経緯については、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」を、本主要条件の詳細については、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③公開買付け後の経営方針」を、それぞれご参照ください。

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、本主要条件についてベインキャピタル及びLINEヤフーの本取引後の経営方針とも整合しており、法令等上許容される範囲内、かつ、法令等上必要となる手続を経て、本取引後の対象者の企業価値向上に向けて足並みを揃えて取り組むことができるとの手応えを得た上で、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結で

きた場合には、3,640円)に引き上げた上で本公開買付けの予告を実施する旨を、2026年7月29日に伝達いたしました。

また、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、2026年7月3日付で、対象者の第二位株主(2026年3月31日現在)であるKDDIに対し、①同日時点において公開買付者として想定していた本公開買付価格(3,384円。ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円)その他本公開買付けの主要条件、前提条件、スケジュールについての説明、並びに②KDDIが、公開買付者との間で、KDDIの所有する対象者株式の全て(所有株式数:35,016,000株、所有割合:17.55%) (以下「本不応募株式」といいます。)について本公開買付けに応募せず、その後の対象者の臨時株主総会において対象者の株主を公開買付者及びKDDIのみとし、対象者株式を非公開化するための手続の一環である株式併合に係る議案に賛成した上で、当該手続の完了後に対象者による自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)に応じることを内容とする不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結することの検討の依頼を含む提案書を提出いたしました。その後、ベインキャピタルは、LINEヤフーの意向も確認した上で、2026年7月8日にKDDIとの間で協議を行いました。当該協議においては、KDDIに対して提出した提案書の内容を説明するとともに、今後の本取引の進行やスケジュールに関して質疑応答がなされました。Kamgras 1届出書及び7月17日付Kamgras 1訂正届出書の記載等を踏まえると、KDDIは、Kamgras 1に対し、Kamgras 1以外の者によりKamgras 1公開買付価格を2%以上上回る買付価格による適格対抗買付け(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に定義します。) が開始されること等の条件を満たさない限り、Kamgras 1以外の者との間で抵触取引(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に定義します。) に関する合意をしてはならない義務を負っている状況と理解しておりますので、公開買付者は、それ以降、KDDIとの間で本不応募契約に関する協議及び交渉を行っておらず、本日現在、本不応募契約の締結には至っておりません。

公開買付者としては、本不応募契約を締結することができた場合には、本公開買付価格を3,640円まで引き上げることを予定しているところ、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、KDDIが本不応募契約の締結に応じることが合理的に期待できることから、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合の公開買付価格(3,640円)は合理的に実現可能であると考えております。なお、本不応募契約を締結できた場合に本公開買付価格を3,640円まで引き上げられると考えている理由は下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりです。

KDDIとの間で本不応募契約を締結することの見込み等の詳細については、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

なお、7月1日付買付者プレスリリースにも記載いたしましたとおり、対象者の第一位株主(2026年3月31日現在)である株式会社デジタルガレージ(以下「DG」といいます。)に関しては、5月14日付買付者プレスリリース等に関し、2026年6月5日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP及びLINEヤフー株式会社による株式会社カカコムの資本政策に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カカコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていることから、本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、7月1日付提案書の提出時点で、DGとの間で協議・交渉を行う予定はありませんでしたが、その後もDGから協議の打診はなく、協議・交渉は行っておりません。DGが本公開買付けに応募しないとしても、本公開買付価格である3,520円(ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円)は、Kamgras 1公開買付けに係る公開買付価格を2.03%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)(ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、5.51%) 上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考

えており、また、本公開買付けの成立後にDGが本スクイズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の一環である株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、下記のとおりです。

以上の経緯を踏まえ、ベインキャピタルは、2026年7月29日、投資委員会において、本公開買付前提条件が充足されていることを条件として本取引を実施することについて最終承認を行い、また、LINEヤフーは、2026年7月29日、本公開買付前提条件が充足されていることを条件として本取引を実施することに関する取締役会決議を完了いたしました。そのため、公開買付者は、7月1日付買付者プレスリリースに記載の上記前提条件のうち、⑥の充足を確認いたしました。その他の本公開買付前提条件の充足見込みについては、本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

公開買付者は、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップです。また、公開買付者の持分の全てを保有するBCPE Blitz Intermediate Holdings Cayman, L.P.に対して、本公開買付けの成立後、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本公開買付けの決済時までの期間において、LINEヤフーによる出資が行われることが予定されております。本日現在、ベインキャピタル、LINEヤフー、BCPE Blitz Intermediate Holdings Cayman, L.P.及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年7月1日付で、対象者の主要株主であるOasis Management Company Ltd.（以下「Oasis Management」といいます。）並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティであるOasis Investments II Master Fund Ltd.（所有株式数10,347,876株、所有割合（注1）5.19%）、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.（所有株式数11,969,002株、所有割合6.00%）及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.（所有株式数15,883,670株、所有割合7.96%）（以下、Oasis Managementと併せて「Oasis」といいます。合計所有株式数38,200,548株、合計所有割合19.14%）（Oasisの所有株式数及び所有割合はいずれも2026年7月1日現在。以下同じです。）との間で、本応募契約（下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」において定義します。以下同じです。）を締結し、公開買付者が本公開買付価格を3,384円以上の価格とする本公開買付けを開始した場合、一定の前提条件が全て充足されていることを条件として、Oasisは、Oasisが本公開買付けの開始時点でそれぞれ保有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、その後、下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2026年7月27日付で、Oasisとの間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする予定であること、②2026年7月31日までに、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の（ア）に記載された本公開買付価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。

本応募契約の詳細については、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（注1）「所有割合」とは、(i)対象者有価証券報告書に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（198,218,300株）から、(ii)対象者有価証券報告書に記載された2026年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（382,033株）を控除した株式数（197,836,267株）に、(iii) Kamgras 1届出書において、Kamgras 1が対象者から報告を受けたとされる2026年5月13日現在残存する本新株予約権（17,166個（注2））の目的となる株式数（1,716,600株）を加算した株式数（199,552,867株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算に

において同じです。)をいいます。

- (注2) Kamgras 1届出書によれば、Kamgras 1が対象者から2026年5月13日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(17,166個、目的となる対象者株式数:1,716,600株)の内訳は以下のとおりとのことです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第8回新株予約権	43 個	4,300 株
第10回新株予約権	62 個	6,200 株
第11回新株予約権	56 個	5,600 株
第13回新株予約権	93 個	9,300 株
第14回新株予約権	82 個	8,200 株
第15回新株予約権	69 個	6,900 株
第16回新株予約権	32 個	3,200 株
第17回新株予約権	94 個	9,400 株
第18回新株予約権	111 個	11,100 株
第19回新株予約権	12,204 個	1,220,400 株
第20回新株予約権	4,320 個	432,000 株

公開買付者は、本公開買付けにおいて、131,805,000株(所有割合:66.05%)を買付予定数の下限(注3)と設定する予定であり、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、7月1日付買付者プレスリリースにおいて買付予定数の下限について7月1日付提案書の提出後に対象者と協議の上で最終決定する旨を記載しておりますが、本日現在において対象者との間で下限に関する具体的な協議は行っておらず、今後、本公開買付けの開始までに、対象者と協議の上、最終的な決定を行うことを予定しております。

他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株券等の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式(以下に定義します。))を含み、対象者が所有する自己株式(本不応募契約を締結できた場合には、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式)を除きます。)を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているため、買付予定数の上限は設定しない予定であり、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行う予定です。

- (注3) 買付予定数の下限(131,805,000株)については、本基準株式数(199,552,867株)から、Kamgras 1届出書において、Kamgras 1が対象者から報告を受けたとされる2026年5月13日現在残存する本新株予約権(ただし、対象者から2026年5月13日現在において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除きます。)(17,134個)の目的となる株式数(1,713,400株)を控除(注4)した株式数に係る議決権の数(1,978,394個)に3分の2を乗じた議決権の数(1,318,930個。小数点以下切上げ)から、Kamgras 1届出書において、Kamgras 1が対象者から報告を受けたとされる2026年5月13日現在残存する譲渡制限付株式報酬として対象者の各取締役及び各執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(146,904株。以下「本譲渡制限付株式」といいます。)のうち、対象者の取締役が保有している株式数(合計88,178株)に係る各取締役の議決権の数(合計880個)(注5)を控除した議決権の数(1,318,050個。以下「本基準議決権数」といいます。)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(131,805,000株)としております。

- (注4) Kamgras 1届出書によれば、本新株予約権のうち、(i)第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、行使条件として、当該新株予約権の行使期間内において、対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を行使することができることとされているところ(以下「本地位喪失行使条件」といいます。)、当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はおらず、(ii)第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、公開買付期間中に第16回新株予約権以外の本新株予約権が行使され、当該新株予約権に係る新株予

約権者に対して対象者株式が交付されることは想定されていないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。そのため、買付予定数の下限の設定に際し、第16回新株予約権以外の本新株予約権の目的となる対象者株式の数は、考慮しておりません。なお、第16回新株予約権に関しては、行使条件として、割当日以降権利行使時点まで対象者若しくは対象者の子会社の役員又は従業員としての地位を継続していることが定められているとのことです。当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の執行役員のみとのことであり、かつ、当該新株予約権者は2026年5月13日時点においても対象者の執行役員としての地位を継続しているとのことです（ただし、対象者によれば、本日現在、第16回新株予約権は全て権利行使済みであり、残存していないとのことです）。

- (注5) 本譲渡制限付株式のうち、対象者取締役所有分に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨することを決議した場合、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役からも、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同いただけるものと考えていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式のうち対象者の取締役が保有している株式数に係る議決権の数を控除しております。

なお、対象者の株主にはパッシブ・インデックス運用ファンド（株式をはじめとする投資運用資産の市場のベンチマークとなる株価指数等の指数（インデックス）と投資成果が連動することを目的として運用することにより、市場平均並みの収益率を確保することを目指すファンドを意味します。）が一定数存在していると理解しており、Kamgras 1届出書によれば、対象者が実施した2026年3月31日基準の対象者の株主の機関投資家判明調査の結果、パッシブ・インデックス運用ファンドのうち、国内パッシブ・インデックス運用ファンドに限定したとしても、当該時点で合計20,930,333株（所有割合：10.49%）の対象者株式が国内パッシブ・インデックス運用ファンドにより所有されていることが認識されているとのことです。

パッシブ・インデックス運用ファンドについては、2019年6月28日に経済産業省により策定された「公正なM&Aの在り方に関する指針」において「特に近年の我が国の資本市場動向としてパッシブ・インデックス運用ファンドの規模が拡大しているところ、その中には、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わない投資家も存在する」と指摘されているとおり、公開買付者は、パッシブ・インデックス運用ファンドは、一般に、公開買付けの条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わないものの、その後のスクイーズアウト手続における株主総会においては株式併合に係る議案に対して賛成の議決権行使を行う方針を有している傾向にあると認識しております。したがって、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権数と、上記の機関投資家判明調査において国内パッシブ・インデックス運用ファンドが所有するものとして特定された対象者株式の数（20,930,333株）に係る議決権数を合算することで、対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上とすることができれば、本臨時株主総会（下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」に定義します。以下同じです。）において本株式併合に係る議案が可決される蓋然性は一般的に高いといえます。そのため、公開買付者としては、本公開買付けの成立の確実性を高めつつ、本公開買付け成立後の本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を低下させることが可能となるように、国内パッシブ・インデックス運用ファンドが所有するものとして特定された対象者株式の数（20,930,333株）に係る議決権数を考慮した下限を設定することも検討しておりますが、最終的にどのような下限とするかについては、対象者と協議の上、最終的な決定を行うことを予定しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関し、公開買付者による対象者の非公開化を実現することが困難となるような下限（例えば、Kamgras 1公開買付けに係る現在の買付予定数の下限を前提とした場合に、Kamgras 1公開買付けと本公開買付けの双方が成立するような大幅に引き下げた下限等）を設定することは予定しておりません。

なお、仮にパッシブ・インデックス運用ファンドが保有する対象者株式を考慮して下限を設定し、かつ、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案にDGが反対したとしても、同議案が可決される可能性が高いと考えております。すなわち、本公開買付けにおいて、仮にパッシブ・イ

ンデックス運用ファンドが保有する対象者株式（20,930,333株）に係る議決権数（209,303個）を考慮した下限を設定する場合、下限となる株式数に係る議決権数は、1,108,747個（本基準議決権数（1,318,050個）からパッシブ・インデックス運用ファンドが保有している株式の数に係る議決権の数（209,303個）を控除した数）になります。一方、対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率の最小値は83.85%です。対象者の大株主であるDGが反対した場合の影響（DGが所有する対象者株式に係る議決権の個数が、対象者の株主総会で実際に行使される議決権の総数に占める割合をいいます。）は、対象者の株主総会における議決権行使比率が小さいほど大きくなる関係にあるところ、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が上記最小値と同等であった場合（すなわち、対象者の過去の株主総会における議決権行使比率のうち、DGが反対した場合の影響が最も大きくなる比率を採用した場合）、当該株式併合に係る議案において行使される議決権の個数は、2026年3月31日現在の対象者の総株主の議決権1,977,987個を用いると、これに上記最小値（83.85%）を乗じた1,658,543個（小数点以下切上げ）と計算され、当該議決権数に3分の2を乗じた議決権数は、1,105,696個（小数点以下切上げ）となります。このように、仮にパッシブ・インデックス運用ファンドが保有する対象者株式を考慮して下限を設定した場合であっても、本公開買付け成立後に公開買付者が保有する議決権数（1,108,747個以上）は、対象者の過去の株主総会における議決権行使比率のうち、DGが反対した場合の影響が最も大きくなる比率を考慮したとしても、本株式併合に係る議案を決議するために必要となる議決権数（1,105,696個）を上回ります。したがって、パッシブ・インデックス運用ファンドが保有する対象者株式を考慮して下限を設定し、かつ、DGが株式併合議案に反対したとしても、本株式併合に係る議案が可決される可能性が高いと考えております。

また、公開買付者がKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、パッシブ・インデックス運用ファンドが保有する対象者株式を考慮しない下限を設定した場合においては、本基準議決権数から、本不応募株式に係る議決権数である350,160個を差し引いた議決権数である967,890個に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（96,789,000株）（所有割合：48.50%）を下限とする予定です。

本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式の数（本不応募契約を締結できた場合には、本譲渡制限付株式及び本不応募株式の数）と併せて対象者の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権の数を確保できる株式数に設定しない場合、本公開買付けの成立後、公開買付者が保有する対象者株式及び対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者が保有する対象者株式、対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式及びKDDIが保有する対象者株式に係る議決権）の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る可能性があり、その場合、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できません。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合には、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、新たな公開買付けにより、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指すことを検討する予定です。当該追加取得を行う場合、公開買付者は、対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、本公開買付価格と同一の価格により対象者株式を取得することを想定しておりますが、具体的な実施の時期及び方針については、本日現在決まっております。

また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式（本不応募契約を締結できた場合には、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者及びKDDI）のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

さらに、本不応募契約を締結できた場合には、本スクイズアウト手続の完了後、本自己株式取得（本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）が行われる予定です。本自己株式取得は、本株式併合の効力発生後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施される可能性があります。上場廃止後の対象者株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第4条の3）に該当しないため、本自己株式取得に際して自社株公開買付けは実施されない予定です。

なお、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取額が、仮にKDDIが本公開買付けに応募した場合の税引後手取額と実質的に同等となる金額（公開買付価格の均一性規制（法27条の2第3項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいいます。）として、本株式併合前における対象者株式1株当たり2,960円を予定しております。本自己株式取得価格が本公開買付価格より低く設定されることにより、本公開買付価格を引き上げることが可能となり、本公開買付けによりKDDIが所有する対象者株式も含めた全ての対象者株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付けを通じて対象者の少数株主の皆様により高い価格での売却機会を提供することができることとなります。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにKDDIに提案しているものです。上記を踏まえ、公開買付者がKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、本公開買付価格を3,640円まで引き上げることが予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の2営業日前までに、BCPE Blitz Intermediate Holdings Cayman, L.P. から出資を受けるとともに、本決済開始日の前営業日までに、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社きらぼし銀行、株式会社あおぞら銀行、及び株式会社SBI新生銀行から2,700億円を上限として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けるとを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、融資金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

なお、下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本スクイズアウト手続の完了後合理的に可能な範囲で速やかに（対象者における有価証券報告書の提出義務の免除承認後となります。）、公開買付者の子会社（以下「対象者祖父母会社」といいます。）及び公開買付者の孫会社となる株式会社（以下「対象者親会社」といいます。）がそれぞれ設立され、対象者親会社のもとに公開買付者が取得した対象者株式を移管することが予定されております。その後、ベインキャピタル及びLINEヤフーが、それぞれ対象者祖父母会社の株主となることが予定されております。この場合において、ベインキャピタル及びLINEヤフーの対象者祖父母会社に係る株式保有関係は、経済的な持分比率が、ベインキャピタル：LINEヤフー＝50.1：49.9、議決権比率が、ベインキャピタル：LINEヤフー＝100：0となるように設定することが予定されております。かかる株式保有関係を達成するため、LINEヤフーが保有する対象者祖父母会社の株式は無議決権株式とされる予定ですが、当該無議決権株式には、議決権のある普通株式への転換請求権（普通株式を対価とする取得請求権）が付されることが予定されております。LINEヤフーが保有する無議決権株式を普通株式へと転換した場合、対象者祖父母会社（ひいては対象者）に係る議決権比率は、ベインキャピタル：LINEヤフー＝50.1：49.9となる予定です。なお、LINEヤフーによる無議決権株式の普通株式への転換は、その時点で必要となる競争法上の手続を履践し、クリアランスが取得されることを条件とする予定です。

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

上記「(1)公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付者は、対象者株券等を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年6月1日に組成されたリミテッド・パートナーシップです。また、公開買付者の持分の全てを保有するBCPE Blitz Intermediate Holdings Cayman, L.P.に対して、本公開買付けの成立後、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本決済開始日の2営業日までの期間において、ベインキャピタル及びLINEヤフーによる出資が行われることが予定されております。

ベインキャピタルは、全世界で約2,250億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約80名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社ファイントゥデイホールディングス、株式会社INFORICH、株式会社MCJ、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、レッドバロングループ、株式会社ディーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現株式会社BREXA Holdings）、株式会社T&K TOKA、株式会社IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社Linc'well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現STORES株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence等、45社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

また、LINEヤフーは、1996年1月に米国Yahoo! Inc.とソフトバンク株式会社の合弁により、日本法人「ヤフー株式会社」（以下「ヤフー」といいます。）として設立され、商用検索サイト「Yahoo! JAPAN」のサービスを開始し、1999年9月には「Yahoo!ショッピング」及び「Yahoo!オークション」のコマース領域のサービスを開始しました。また、2018年6月には、ソフトバンク株式会社との共同出資によりPayPay株式会社を設立し、モバイルペイメント等電子決済サービスの提供を開始しました。さらに、2019年10月には、変化の激しいインターネット業界において、更なる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくことを目的として、持株会社体制へ移行し、商号をZホールディングス株式会社（以下「Zホールディングス」といいます。）へ変更いたしました。その翌年度の2021年3月には、コミュニケーションアプリ「LINE」等を有するLINE株式会社（以下「LINE」といいます。）と経営統合し、その後、グループシナジーの創出加速を目的として、2023年10月には子会社であるLINE、ヤフー、Z Entertainment 株式会社、Z データ株式会社との組織再編を経て、商号をZホールディングスからLINE ヤフー株式会社へ変更し、企業・サービスの垣根を超えたプロダクト開発・シナジー創出に取り組んでおります。なお、LINEヤフーは、1997年11月に日本証券業協会に株式を店頭登録、2003年10月に東京証券取引所市場第一部に上場した後、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、現在においては東京証券取引所プライム市場に上場しております。

2026年6月末時点で、LINEヤフーのグループは、LINEヤフー、連結子会社143社、関連会社38社により構成されており（以下「LINEヤフーグループ」といいます。）、LINEヤフーグループの展開する事業は「メディア事業」、「コマース事業」及び「戦略事業」に大別されます。

「メディア事業」では、「Yahoo!ニュース」、「LINE NEWS」、「Yahoo!検索」など多様なメディアサービスを提供し、企業などの広告を掲載することで収益を上げております。主に広告主向けにLINEヤフー広告サービスを提供し、検索広告、アカウント広告、ディスプレイ広告等から構成されます。「コマース事業」は、eコマースを中心とした多様なサービスを展開し、

「Yahoo!ショッピング」、「LINE ギフト」等を運営しております。「戦略事業」は、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を起点に、クレジットカード、銀行、証券、保険等の様々な金融

サービスの拡大を図っております。

ベインキャピタルは、かねてより、対象者の有する強固な市場優位性、価格比較・メディア事業における高い競争力、並びに今後の事業拡張余地を踏まえ、対象者の事業の将来性及び潜在的価値を極めて高く評価していました。そのような中、ベインキャピタルが、対象者が2026年4月23日に公表した「本日の一部報道について」を受け、対象者が資本政策を含む様々な企業価値向上施策を検討していることを認識し、真摯な提案を行うことにより対象者の企業価値向上策の選択肢の一つを提供できる好機と考え、かつ、ベインキャピタルの資本提供力・ハンズオン型経営支援と、LINEヤフーの事業基盤・データ・プロダクト開発力を組み合わせることが、対象者の長期的な企業価値向上に最も資する枠組みであると判断したため、2026年4月30日、LINEヤフーに対し、本取引の検討開始を打診したところ、LINEヤフーにおいても、かねてよりベインキャピタルと同様に対象者の事業の将来性及び潜在的価値を極めて高く評価していたことから、ベインキャピタル及びLINEヤフーは協議を開始いたしました。

その後、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、ベインキャピタルは対象者の既存事業（価格.com事業、食ベログ事業、求人ボックス事業）における収益性改善及び成長戦略の高度化、広告・サブスクリプションモデル（以下に定義します。以下同じです。）の最適化、データ活用によるマネタイズ強化、並びにコスト構造の最適化及びオペレーションの高度化を支援可能であり、また、LINEヤフーは自社サービスの広範なユーザー接点、プロダクト、データ、及び決済基盤を活用した対象者との業務提携を通じて、対象者の各事業との間で実効性のあるシナジーを創出できることから、ベインキャピタルの資本提供力及びハンズオン型経営支援と、LINEヤフーの事業基盤及びデータ・プロダクト開発力を組み合わせることが、対象者の長期的な企業価値向上に最も資する枠組みであると2026年5月上旬に考えるに至り、2026年5月7日、対象者株式1株当たりの買付け等の価格を3,000円とする公開買付けの実施等を通じた対象者の非公開化を含む資本政策に関する法的拘束力のない5月7日付提案書を対象者に対して提出しました。その後、2026年5月13日にKamgras 1公開買付けが開始されたことを受け、同日、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、上記公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を3,232円に引き上げる旨の法的拘束力のない5月13日付初期的提案書を対象者に対して提出しました。Kamgras 1届出書においては、5月7日付提案書における対象者株式1株当たりの買付け等の価格（3,000円）が記載されていたところ、5月13日付初期的提案書においては対象者株式1株当たりの買付け等の価格を3,232円に引き上げており、対象者の株主の皆様に対して、ベインキャピタル及びLINEヤフーが5月7日付提案書よりも高い対象者株式1株当たりの買付け等の価格での提案を対象者に対して行い検討を継続していることについては情報提供すべきと判断し、5月14日付買付者プレスリリースを公表しました。

なお、この間、ベインキャピタルは、2026年5月上旬に、公開買付者、ベインキャピタル、LINEヤフー及び対象者（以下「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したリーガル・アドバイザーとしてロープス&グレー外国法共同事業法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、2026年5月下旬に、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてシティグループ証券株式会社を、それぞれ選任いたしました。また、LINEヤフーは、2026年5月上旬に、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス証券」といいます。）を、2026年5月上旬に、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、それぞれ選任いたしました。

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、5月13日付初期的提案書の提出以降、対象者との間で継続的に協議及び交渉を行いました。まず、2026年5月22日に、対象者から、本取引に係る提案を実施するに至った経緯や本公開買付価格を3,232円とする算定根拠、資金調達の方針、想定される取引ストラクチャー等に係る質問を受領し、これに対して2026年5月25日に回答いたしました。その後、対象者からの要請に応じ、2026年6月3日に、対象者の主要株主との協議状況や資金調達手法等について、5月13日付初期的提案書の内容を補充する書面を対象者に対して提出いたしました。これらのやり取りの後、対象者からデュー・ディリジェンスの実施を認める旨の通知を受け、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、それぞれ、対象者の定め

るプロセスに従って本取引の提案を行うことを含む秘密保持誓約書を差し入れた上で、2026年6月5日から2026年6月下旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

その間、2026年6月16日には対象者から本取引のスケジュール、対象者の主要株主との協議状況、許認可等の取得のための手続に関する事項、本取引による対象者への財務的な影響に関する事項等に係る質問を受領し、2026年6月23日に回答いたしました。また、2026年6月19日には、本特別委員会から対象者の企業価値向上施策、本取引により対象者に生じるデメリットの有無、本取引における手続の公正性等に係る質問を受領し、2026年6月23日に書面で回答するとともに、同日、本特別委員会からのインタビューに応じました。

以上の協議・交渉及び対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた対象者の株式価値の評価を踏まえ、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、2026年7月1日付で、対象者に対して本公開買付価格を3,384円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）とする7月1日付提案書を提出いたしました。なお、7月2日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、7月1日付提案書の提出を受け、2026年7月1日開催の取締役会において、本特別委員会の意見を最大限に尊重しながら、Kamgras 1公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対してKamgras 1公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、Kamgras 1公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

その後、7月17日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、7月17日付Kamgras 1訂正届出書に記載されたKamgras 1公開買付価格の3,000円から3,450円への変更を受けても、当該日時点において、7月2日付対象者プレスリリースにおいて公表していた上記の意見を変更していないとのことです。

7月1日付提案書の提出以降も、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、対象者との間で継続的に協議及び交渉を行いました。具体的には、2026年7月10日付で、対象者より、対象者及び本特別委員会が本取引を検討するにあたり、本取引に関して生じ得る対象者の企業価値の毀損リスクを可及的に排除し、本取引後に対象者の企業価値を向上させていくため、本主要条件の確認を受けました。これに対し、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、2026年7月13日付で、内容について更なる協議及び交渉は必要であるものの、最終的に本主要条件についてベインキャピタル及びLINEヤフー並びに対象者の間で合意することについて前向きに検討することを内容とする回答書を提出いたしました。その後の対象者との協議を踏まえ、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、2026年7月24日付で、対象者に対して、本主要条件について、ベインキャピタル及びLINEヤフーの本取引後の経営方針とも整合しており、法令等上許容される範囲内、かつ、法令等上必要となる手続を経た上で、取り組みたい旨の回答を行いました。

なお、本日現在協議されている本主要条件の詳細については、下記「③公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

以上の交渉を経て、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、2026年7月29日、本公開買付前提条件が充足されていることを条件として、本公開買付価格を3,520円、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を1円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。ただし、公開買付者がKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、本公開買付価格を3,640円に引き上げる予定です。

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、対象者の事業上の課題について、対象者の事業ごとに、以下の①から④のとおりであると考えております。

- ① 価格.com事業においては、AI検索結果あるいは、Agentic Commerceでユーザーの行動が完結し、価格.comのウェブサイトに入流しないゼロクリック問題

- ② 食ベログ事業においては、東京以外の地方都市における飲食店広告・オンライン予約の「第一想起」の獲得、オンライン予約可能な席のタイムリーな提供
- ③ 求人ボックス事業においては、競合に伍するための認知度の引き上げ、応募者対応や選考管理、面接調整・実施といった周辺サービスの提供
- ④ インキュベーション事業においては、M&Aや新規投資を実行・管理するPMI人材や事業開発人材の獲得

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、対象者の事業上の課題として認識している上記の点を踏まえ、今後の市場環境等の諸要素によって見通しは影響され得るものの、本取引を通じた対象者株式の非公開化により、機動的に経営資源を配分できる環境を整備した上で、ベインキャピタル及び LINE ヤフーがそれぞれ有する知見、経営資源、事業基盤を活用することで、対象者の企業価値の向上に貢献することができるものと考えております。対象者の企業価値向上のための具体的な施策として想定しているものは、ベインキャピタル及び LINE ヤフーのそれぞれについて、以下のとおりです。

まず、ベインキャピタルは、豊富な投資実績及びハンズオン型の経営支援の知見を活用し、以下のとおり、対象者の①既存事業における収益性改善及び成長戦略の高度化、②広告・サブスクリプションモデルの最適化、③データ活用によるマネタイズ強化、並びに④コスト構造の最適化及びオペレーションの高度化を支援可能と考えております。

① 既存事業における収益性改善及び成長戦略の高度化

価格.com事業については、通信・金融・保険等、各カテゴリにおけるパートナー企業との交渉力強化とスキーム設計を支援可能であり、食ベログ事業については、競争環境のモニタリング及び単価最適化の実行等を支援可能と考えております。

② 広告・サブスクリプションモデル（注1）の最適化

求人ボックス事業について、求人ボックスの広告販売についての代理店・直販の最適なチャネルミックス設計、及び対象者の子会社である株式会社エンゲージのengage（採用支援ツール）事業のサブスクリプションモデルへのモデル転換シナリオの試算とロードマップ策定を支援可能と考えております。

（注1）「サブスクリプションモデル」とは、利用者が一定期間ごとに料金を支払い、製品やサービスを継続的に利用できる仕組みをいいます。

③ データ活用によるマネタイズ強化

対象者の各事業のデータ基盤を活用した CVR（注 2）改善施策の具体化と、ブランド広告費の ROI（注 3）最適化を支援可能と考えております。

（注2）「CVR（Conversion Rate）」とは、サイト訪問者数のうち、購入や申込みなど成果に至った割合を示す指標をいいます。

（注3）「ROI（Return on Investment）」とは、投資した費用に対してどれだけの利益が得られたかを示す投資対効果の指標をいいます。

④ コスト構造の最適化及びオペレーションの高度化

AI 活用によるオペレーション効率化の加速、グループ横断での人材再配置計画の高度化、及びインフラコスト最適化の実行支援を行いたいと考えております。

また、LINE ヤフーは、以下の①から④の 4 点において、自社サービスの広範なユーザー接点、プロダクト、データ、及び決済基盤を活用した対象者との業務提携を通じて、対象者の各事業との間で実効性のあるシナジーを創出し、持続的な成長及び企業価値向上に貢献できるものと考えております。なお、LINE ヤフーは、対象者と LINE ヤフーの間の「シナジー」は、当

面、対象者の観点から対象者にとってのメリットが認められることを前提として、独立当事者間の提携関係の中で推進するものと考えております。

① 対象者メディアへのユーザー送客

Yahoo!検索、Yahoo! JAPAN、LINE 公式アカウント、LINE ミニアプリ及びAgent i 等のLINE ヤフーの自社サービスを活用し、価格.com、食べログ及び求人ボックスといった対象者メディアへの送客を強化することにより、単なるユーザー規模の合算ではなく、ユーザーの日常的な検索・会話・購買検討等の文脈に沿って、対象者が有する専門性の高い情報・データ・サービスと連携することで、対象者における、より購買・予約・応募意欲の高いユーザーの獲得に貢献することが期待できると考えております。

② 価格.com × AI Agent ～決済体験

価格.com 事業については、AI Agent 及び価格.com のデータ・カタログ・口コミ等を連携させることで、探索、比較、提案、購入及び決済までを一気通貫で提供する新たな購買体験を構築することが期待できると考えております。かかる連携にあたっては、Agent i 起点及び対象者の各サービス起点の双方からユーザー接点を拡張することで、対象者のメディアとしての独立性と強みを維持したまま、AI 時代における新たなメディア体験とユーザー送客の最大化を、Agent i 及び対象者の双方にメリットのあるモデルとして実現することが期待できると考えております。

③ 飲食店向け包括的 DX ソリューション

食べログ事業については、LINE ヤフーの強みである LINE のユーザー基盤及びPayPay の決済基盤と、食べログが有する飲食店ネットワーク及び予約基盤を組み合わせることで、集客・予約、店舗業務・運営 DX、入店・注文・決済、CRM（注 4）、再来店促進等を含む飲食店向けの包括的 DX ソリューション（注 5）を展開することが期待できると考えております。これにより、飲食店に対する提供価値を拡張し、食べログの既存事業基盤の更なる強化・拡張を図ることが可能と考えております。

（注4）「CRM（Customer Relation Management）」とは、顧客情報や対応履歴を一元管理し、良好な顧客関係の構築・維持を図る手法やシステムをいいます。

（注5）「DX ソリューション」とは、デジタル技術を活用して業務プロセスやビジネスモデルを変革し、企業の競争力向上を図る製品やサービスをいいます。

④ HR DX ソリューションの深化と拡張

求人ボックス事業については、求人ボックスが有する求人検索・応募データ及びアルゴリズムと、LINE ヤフーの強みである Yahoo! JAPAN が有するユーザー接点並びに LINE 公式アカウント及び対象者の子会社である株式会社エンゲージの engage（採用支援ツール）事業の ATS 機能（注 6）等の採用関連サービスを連携させることで、求人募集・掲載から採用管理、内定後管理、労務管理に至るまでの HR DX ソリューションの深化・拡張が期待できると考えております。

（注6）「ATS（Applicant Tracking System）機能」とは、求人応募者の情報や選考状況を一元管理し、採用業務を効率化する機能をいいます。

なお、LINE ヤフーグループが「LINE ID」や「PayPay」等のサービスを提供していることから、本取引の実施により、対象者のメディアの中立性（特定の経済圏、特定の ID・ポイント・決済手段に依存しないことを意味します。以下同じです。）が毀損されるというディスシナジーが発生することも一般には想定され得るものの、LINE ヤフーは、他社 ID や他社決済手段を排除・冷遇するような排他的な囲い込みを行うことは想定しておらず、本取引の実施により対象者に具体的なディスシナジーが生じることは想定しておりません。

また、ベインキャピタルは、LINE ヤフーの意向も確認した上で、2026 年 5 月中旬から、Oasis との間で、本公開買付けが開始された場合における、本公開買付けへの応募の可能性について協議を開始しました。そして、2026 年 6 月 22 日、ベインキャピタルより、Oasis に対し、公開買付者が Kamgras 1 公開買付けにおける公開買付価格を上回り、かつ、Oasis が納得する価格にて本公開買付けを開始した場合には、Oasis が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする応募契約（以下「本応募契約」といいます。）の締結を打診したところ、同日、Oasis より、同契約の締結に応じる意向である旨の回答を受領しました。そして、公開買付者は、2026 年 7 月 1 日、Oasis との間で、本応募契約を締結いたしました。本応募契約の詳細については、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

なお、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、本応募契約においては、Kamgras 1 公開買付価格が本公開買付価格を 1%以上上回る金額に引き上げられ、かつ、Oasis が本公開買付者に対し、本公開買付価格を Kamgras 1 公開買付価格以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申入れの日から起算して 5 営業日を経過する日までに本公開買付価格が Kamgras 1 公開買付価格以上の金額に変更されない場合、Oasis は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り本応募義務（下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」に定義します。以下同じです。）を負わず、本応募契約が終了することが規定されておりました。7 月 17 日付 Kamgras 1 訂正届出書に記載された Kamgras 1 公開買付価格の 3,000 円から 3,450 円への変更を受け、公開買付者は、2026 年 7 月 17 日、Oasis より、本公開買付価格の 3,384 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500 円）からの引上げを要請されました。当該申入れに対し、公開買付者は、2026 年 7 月 27 日付で、Oasis との間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする予定であること、②2026 年 7 月 31 日までに、本公開買付価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の（ア）に記載された本公開買付価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。その後、公開買付者は、本日、本書の公表をもって、本公開買付価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表を実施いたしました。したがって、Oasis は、Kamgras 1 公開買付価格が少なくとも 3,556 円以上に引き上げられた上で上記と同様のプロセスを経ない限りは、本応募義務を負うこととなります。

また、ベインキャピタルは、LINE ヤフーの意向も確認した上で、2026 年 6 月中旬、対象者の第二位株主（2026 年 3 月 31 日現在）である KDDI（所有株式数：35,016,000 株、所有割合：17.55%）と本不応募契約の締結についての協議を行うことを試みましたが、協議の開始には至りませんでした。Kamgras 1 届出書によれば、KDDI は、Kamgras 1 公開買付価格を 2%以上上回る買付価格により対象者株式の全てを対象とし、対象者の非公開化を目的とする公開買付け（以下「適格対抗買付け」といいます。）に関する書面による真摯かつ具体的な提案を受領した場合を除いて Kamgras 1 公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、又はその実行を困難にし、若しくはその実行に悪影響を与え、又は、それらのおそれのある取引（以下「抵触取引」といいます。）に関する提案若しくは提案の勧誘、情報提供、協議、合意若しくは契約等の締結、又は推奨若しくは支援の提供を行わないことを合意しているとのことであり、ベインキャピタル及び LINE ヤフーとしては、協議開始の働きかけに対する KDDI の反応も踏まえると、このことが KDDI との間で協議を開始できていない理由であると認識しておりました。しかし、Kamgras 1 届出書によれば、KDDI は、適格対抗買付けに係る提案を受領した場合には、合理的に必要な範囲で当該提案者と協議を行うことができる旨が記載されているところ、ベインキャピタル及び LINE ヤフーが 7 月 1 日付提案書において対象者に対して提案した本公開買付価格は Kamgras 1 公開買付価格を 2%以上上回るものであり、本公開買付けは対象者株式の全てを対象とし、対象者の非公開化を目的とする公開買付けであることから、適格対抗買付けに該当すると考えておりました。そこで、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、KDDI との間で協議及び交渉を開始するべく、2026 年 7 月 3 日、KDDI に対し、7 月 1 日付提案書において対

象者に提案した内容と同内容の書面による提案を、改めて KDDI に対して行いました。その後、ベインキャピタルは、LINE ヤフーの意向も確認した上で、2026 年 7 月 8 日に KDDI との間で協議を行いました。

公開買付者は、本日現在、KDDI との間で本不応募契約の締結には至っておりませんが、Kamgras 1 届出書及び 7 月 17 日付 Kamgras 1 訂正届出書の記載等を踏まえると、これは、KDDI が、Kamgras 1 に対し、Kamgras 1 以外の者により Kamgras 1 公開買付価格を 2%以上上回る買付価格による適格対抗買付けが開始されること等の条件を満たさない限り Kamgras 1 以外の者との間で抵触取引に関する合意をしてはならない義務を負っているためであると理解しております。もっとも、本公開買付価格（3,520 円）は、Kamgras 1 公開買付価格（3,450 円）を 2%以上上回っており、かかる状況で本公開買付けが開始した場合には、KDDI は公開買付者と本不応募契約を締結することが可能になるものと考えられます。

本不応募契約を締結することができた場合、本公開買付価格は 3,640 円となり、本自己株式取得価格は公開買付価格を 3,640 円とする公開買付けに応募した場合と税引後手取額が実質的に同等となる金額（公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいい、2,960 円を予定しています。）に設定することとなるため、本不応募契約の締結に至らない場合の 3,520 円を対価とする公開買付けに応募した場合よりも得られる対価は多くなります。かかる対価の優位性は、本自己株式取得価格が支払われる時期が本公開買付けの決済日より約 3 ヶ月程度遅れることを踏まえてもその時間的価値を上回るものと考えられます。したがって、本公開買付けの開始に先立って、又は、仮に、本公開買付け開始時点において本不応募契約が締結されていなかったとしても、本公開買付けが開始した後に本不応募契約を締結することが、KDDI にとっても経済的に合理的な判断であると考えられます。

以上より、公開買付者としては、本不応募契約を締結することができた場合には、本公開買付価格を 3,640 円まで引き上げることとを予定しているところ、上記のとおり本公開買付けを開始した場合には KDDI が本不応募契約の締結に応じることが合理的に期待できることから、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合の公開買付価格（3,640 円）まで引き上げることは合理的に実現可能であると考えられます。

また、対象者の第一位株主（2026 年 3 月 31 日現在）である DG（所有株式数：40,917,700 株、所有割合：20.50%）は、5 月 14 日付買付者プレスリリース等に関し、2026 年 6 月 5 日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP 及び LINE ヤフー株式会社による株式会社カカクコムとの資本政策に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カカクコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていることから、DG と対象者との資本関係の継続を想定していない本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、7 月 1 日付提案書の提出時点で、DG との間で協議・交渉を行う予定はありませんでしたが、その後も DG から協議の打診はなく、本日までに協議・交渉は行っておりません。なお、DG が本公開買付けに応募しないとしても、本公開買付価格である 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）は、Kamgras 1 公開買付けに係る公開買付価格を 2.03%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、5.51%）上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考えており、また、本公開買付けの成立後に DG が本株式併合に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、上記「(1)公開買付けの目的の概要」のとおりです。

② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

(i) 買付け等の価格の算定の経緯

本公開買付価格の決定に至る経緯については、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(ii) 買付け等の価格の算定の基礎

ア 普通株式

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、LINEヤフーにおいてはこれに加えてゴールドマン・サックス証券から2026年7月28日付で取得したGS算定書（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①LINEヤフーにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に定義します。）及びゴールドマン・サックス証券による財務見地からの助言も踏まえ、本公開買付け価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）と決定いたしました。なお、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えていることから、第三者算定機関から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておらず、ベインキャピタルは第三者算定機関の株式価値算定書も取得しておりません。

なお、本公開買付け価格である3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）は、Kamgras 1公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して65.96%（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合の本公開買付け価格（3,640円）においては71.62%。小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアム又はディスカウントの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,103円に対して67.38%（同73.09%）、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,949円に対して80.61%（同86.76%）、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,166円に対して62.51%（同68.05%）のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付け価格である3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）は、本プレスリリースの公表日（本日）の前営業日である2026年7月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値3,650円に対して3.56%（同0.27%）のディスカウントとなる価格、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,582円に対して1.73%のディスカウントとなる価格（同1.62%のプレミアムを加えた価格）、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,377円に対して4.23%（同7.79%）、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,672円に対して31.74%（同36.23%）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者がKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合に本公開買付け価格を3,640円まで引き上げることを予定している点については、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおりです。

イ 新株予約権

本新株予約権のうち、第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、本地位喪失行使条件が定められているところ、Kamgras 1届出書によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者は、対象者の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はいないとのことであり、第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であることから、権利行使条件を充足しておらず、仮に公開買付者が本公開買付けにより当該本新株予約権を取得したとしても、当該本新株予約権を行使することができないため、上記各回における本新株予約権買付け価格をいずれも1円とすることを決定しました。

なお、Kamgras 1届出書によれば、本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項において譲渡による新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされ、かつ、新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのことです。

③ 公開買付け後の経営方針

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」及び下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにおいて対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式（本不応募契約を締結できた場合には、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本取引の一環として、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。本取引により対象者株式を非公開化した後は、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の事業の更なる成長に取り組んでいく方針です。

本取引後の対象者の経営方針等について、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立後、対象者の現在の経営体制（業務執行取締役を含む業務執行体制）を当面維持することを基本方針として、対象者の企業価値を更に向上させる観点から、LINE ヤフーの意見も踏まえ、対象者と協議した上で決定していく予定です。また、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、対象者の役職員に対して、対象者の企業価値向上の成果の適切な共有を通じ、公開買付者及び対象者の役職員が一丸となって、対象者の中長期的な成長と企業価値向上を図るためのインセンティブ設計を検討する予定です。

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、対象者より、本主要条件として、本取引後の対象者の経営方針に関して、(i) 対象者のメディアの運営の中立性を尊重すること、(ii) 送客等において LINE ヤフーと対象者が連携すること、(iii) 対象者の役職員に対して新規インセンティブ制度を導入し、既存の新株予約権や譲渡制限付株式について同等以上の代替制度に転換すること等対象者の役職員について適切な処遇を確保すること、及び、(iv) 対象者の取締役会の構成及び意思決定について対象者の業務執行取締役の意向を考慮することについての確認があり、対象者に対して、これらの本主要条件について、ベインキャピタル及び LINE ヤフーの本取引後の経営方針とも整合しており、法令等上許容される範囲内、かつ、法令等上必要となる手続を経た上で、取り組みたい旨の回答を行っています。

なお、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、2026 年 7 月 29 日付で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しております。本株主間契約においては、本スクイズアウト手続の完了後合理的に可能な範囲で速やかに（対象者における有価証券報告書の提出義務の免除承認後となります。）、対象者祖父母会社及び対象者親会社がそれぞれ設立され、対象者親会社のもとに公開買付者が取得した対象者株式を移管することが予定されております。その後、ベインキャピタル及び LINE ヤフーが、それぞれ対象者祖父母会社の株主となることが予定されております。この場合において、ベインキャピタル及び LINE ヤフーの対象者祖父母会社に係る株式保有関係は、経済的な持分比率が、ベインキャピタル：LINE ヤフー＝50.1：49.9、議決権比率が、ベインキャピタル：LINE ヤフー＝100：0 となるように設定することが予定されております。かかる株式保有関係を達成するため、LINE ヤフーが保有する対象者祖父母会社の株式は無議決権株式とされる予定ですが、当該無議決権株式には、議決権のある普通株式への転換請求権（普通株式を対価とする取得請求権）が付されることが予定されております。LINE ヤフーが保有する無議決権株式を普通株式へと転換した場合、対象者祖父母会社（ひいては対象者）に係る議決権比率は、ベインキャピタル：LINE ヤフー＝50.1：49.9 となる予定です。なお、LINE ヤフーによる無議決権株式の普通株式への転換は、その時点で必要となる競争法上の手続を履践し、クリアランスが取得されることが条件とされています。

また、ベインキャピタルの本取引後における投資のエグジットについては、本取引後の対象者の事業の状況や市場環境を踏まえ、IPO 及び第三者への売却を含み、ベインキャピタル、LINE ヤフー及び対象者にとって最善の方法を協議の上で決定することとなりますが、本株主間契約においては、①LINE ヤフーがベインキャピタルに対して、ベインキャピタルの保有する対象者祖父母会社の株式（以下「対象者祖父母会社株式」といいます。）の全部を、本株式併合の効力発生日から 3 年を経過した日以降いつでも、LINE ヤフーに売り渡すことを請求する権利（以下「本コールオプション」といいます。）を有すること、及び、②ベインキャピタルが LINE ヤフーに対して、ベインキャピタルの保有する対象者祖父母会社株式の全部を、一定の条

件が満たされている場合に限り、本株式併合の効力発生日から 3 年を経過した日以降いつでも、ベインキャピタルから買い取らせることを請求する権利（以下「本プットオプション」といいます。）を有することが規定されております。本コールオプション又は本プットオプションが行使された場合、対象者祖父母会社は LINE ヤフーの子会社となり、LINE ヤフーは、対象者祖父母会社の EBITDA（連結ベース）を基礎として算定される株式価値にベインキャピタルの対象者祖父母会社株式の持株比率を乗じた金額を支払うこととなります。LINE ヤフーがベインが保有する対象者祖父母会社株式を取得する場合の支払金額は、本スクイーズアウト手続完了後の事業成長等の変動要因により変わり得るものの、現時点では、最大で約 6,000 億円程度と見込まれています。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、対象者は公開買付者及びベインキャピタル（以下「公開買付者ら」といいます。）の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者らに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）にも該当しません。もっとも、本取引が対象者株式を非公開化することを目的としており、対象者の一般株主に大きな影響を与えること等を踏まえて、公開買付者ら、LINEヤフー及び対象者は、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、公正性を担保するため、それぞれ以下の措置を実施しております。

（注1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、買収者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

① LINEヤフーにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

LINE ヤフーは、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付関連当事者及び Oasis から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関であるゴールドマン・サックス証券に対して、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、2026 年 7 月 28 日付の株式価値算定書（以下「GS 算定書」といいます。）を受領しております（注 2）。LINE ヤフーは、本公開買付価格を判断・決定するにあたり、GS 算定書の算定結果に加え、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「②買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」に記載の諸要素を総合的に勘案していることから、ゴールドマン・サックス証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておらず、ゴールドマン・サックス証券はかかる意見を一切表明しておりません。

なお、ゴールドマン・サックス証券は、公開買付関連当事者及び Oasis の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

ゴールドマン・サックス証券は、対象者の株式価値の各種評価方法を検討し、対象者が継続企業であることを踏まえて多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、将来のキャッシュ・フローの価値を算定に反映することを目的に DCF 法を、本公開買付けとの比較において参考になると考えられる公表取引が複数存在し、これら類似取引の比較による株式価値の類推が可能であることから類似取引比較法を、参照株価に対してプレミアムを考慮して実施された公開買付けの事例が複数存在し、これら事例において設定されたプレミアムとの比較から株式価値の類推が可能であることからプレミアム分析を、対象者と事業において類似性があると考えられる上場会社が複数存在し、これら類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法をそれぞれ算定方法として採用し、上記の GS 算定書において、DCF 法、類似取引比較法、プレミアム分析及び類似会社比較法（注 2）を用いた分析を行っております。なお、DCF 法については、対象者の 2026 年 3 月 31 日、2025 年 3 月 31 日及び 2024 年 3 月 31 日に終了した 3 会計年度の有価証券報告書、その他の対象者による対象者の株主に対する一定のコミュニケーション、対象者の経営陣が作成し、LINE ヤフーによる一定の調整を織り込み、ゴールドマン・サックス証券による使用につき LINE ヤフーの了承を得た、対象者の一定の内部財務分析及び予測（以下「本財務予測」といいます。）に基づいております。各手法の算定結果として、対象者株式の 1 株当たり価値として下記のレンジが示されております。

1. DCF 法 2,744 円～3,923 円

DCF 法については、ゴールドマン・サックス証券は、本財務予測に織り込まれた一定の前提に基づく対象者の将来のフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて対象者株式の価値を分析しております。かかる分析に基づき、ゴールドマン・サックス証券は、対象者株式の 1 株当たり価値の範囲を 2,744 円から 3,923 円までと算定しております。ゴールドマン・サックス証券が DCF 法に用いた本財務予測は、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期を対象とする 5 事業年度で構成されており、これらの事業年度中において、大幅な増減益やフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。なお、本財務予測は、対象者単独のものであり、また、本取引により実現することが期待できるシナジー効果を現時点において具体的に見積もることが困難であることから、当該シナジーを織り込んでおりません。

2. 類似取引比較法 2,998 円～5,683 円

類似取引比較法において、ゴールドマン・サックス証券は、公開情報に基づき、日本において一定期間内に公表された公開買付けを伴う買収取引のうち、完全に類似しているわけではないものの、対象者との比較において参考になると考えられる類似取引を選定し、分析を行いました。ゴールドマン・サックス証券は、当該類似取引における対象者の LTM EBITDA に対する企業価値の倍率 (EV/LTM EBITDA) について検討を行い、その第一四分位から第三四分位までのレンジを参照しました。かかる分析に基づき、ゴールドマン・サックス証券は、対象者株式の 1 株当たり価値の範囲を 2,998 円から 5,683 円までと算定しております。

3. プレミアム分析 2,863 円～3,914 円

プレミアム分析において、ゴールドマン・サックス証券は、公開情報に基づき、日本において一定の期間に公表された、公開買付けにおけるプレミアム水準の検討と分析を行っております。当該参照期間における取引に関して、ゴールドマン・サックス証券は、公表日の前営業日の対象者の株価終値（事前に報道が行われた案件については、当該報道が行われた日の前営業日）に対する公開買付価格のプレミアムの第一四分位と第三四分位を計算しております。かかる計算により、当該参照期間において、第一四分位である 35.0%から第三四分位である 84.5%までのプレミアム比率のレンジが示されております。そのうえで、ゴールドマン・サックス証券は、35.0%から 84.5%までのプレミアムを対象者株式の (Kamgras 1 公開買付けに係る憶測報道がなされた前営業日である) 2026 年 4 月 22 日の終値に適用しております。かかる分析に基づき、ゴールドマン・サックス証券は、対象者株式の 1 株当たり価値の範囲を 2,863 円から 3,914 円までと算定しております。

4. 類似会社比較法 1,665 円～3,569 円

類似会社比較法については、ゴールドマン・サックス証券は、公開情報に基づき、2026 年 7 月 28 日を基準日とし、対象者と完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者の事業と類似すると考えられる事業に従事する上場会社の株価及び一定の財務指標を比較したうえで、対象者の株式価値を、EV/EBITDA マルチプル法に基づき分析しております。かかる分析に基づき、ゴールドマン・サックス証券は、対象者株式の 1 株当たり価値の範囲を 1,665 円から 3,569 円までと算定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス証券による対象者株式に関する財務分析及び GS 算定書の作成を行うにあたっての前提条件、手続、考慮事項及び分析における制約事項に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス証券及びその関連会社（以下「ゴールドマン・サックス・グループ」と総称します。）は、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザリー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ及びその従業員、並びにこれらが管理する又は（共同若しくは単独で）投資若しくはその他の経済的利益を有するファンドその他の事業体が、公開買付関連当事者、Oasis 及びそのいずれかの関係する会社並びに第三者（対象者の大株主である KDDI 及び DG を含みます。）の証券、デリバティブ、ローン、コ

モディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品又は本公開買付けに係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し又は投資する場合があります。ゴールドマン・サックス証券は、本公開買付けに関し LINE ヤフーの財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックス証券は、本取引に関するゴールドマン・サックス証券のサービスに対して LINE ヤフーより報酬を受領する予定であるほか（報酬の大半は本公開買付けの完了を条件としています。）、LINE ヤフーは、ゴールドマン・サックス証券が要した一定の実費を負担すること及び財務アドバイザー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しています。ゴールドマン・サックス証券は、これまで公開買付者、LINE ヤフー、ベインキャピタル及び／又はその関係する会社に対して、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を提供しており、ゴールドマン・サックス証券の投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており、また、受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックス証券は、将来、公開買付者、対象者、Oasis、LINE ヤフー、ベインキャピタル及びそれらの関係する会社に対して、財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を提供する可能性があります。ゴールドマン・サックス証券の投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。加えて、ゴールドマン・サックス・グループは、2026年3月31日時点の対象者の株主名簿上同日時点において、対象者株式の2.97%に相当する株式を保有しております。さらに、ゴールドマン・サックス・グループにおいて、KDDI、DG 及びその関係する会社を含む対象者の関係する会社（その各関係する会社を含みます。）との共同投資及び／又は KDDI、DG 及びその関係する会社を含む対象者の関係する会社のリミテッド・パートナーシップ持分への投資を行っている可能性があります。また、将来においてこれらの投資を行う可能性もあります。

GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックス証券は、本財務予測等について検討しました。また、ゴールドマン・サックス証券は、対象者の過去及び現在の事業・財務状況並びに将来の見通しに関する評価について LINE ヤフーと協議をし、LINE ヤフーの過去及び現在の事業・財務状況並びに将来の見通しに関する評価、並びに本公開買付けの戦略的意義及び潜在的利益について LINE ヤフーの経営陣と協議をし、また、対象者株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の一定の財務情報及び株式市場に関する情報を他の公開会社の類似の情報と比較したほか、ゴールドマン・サックス証券が適切と思料するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。財務分析の実施並びに GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックス証券は、ゴールドマン・サックス証券に対して提供され、ゴールドマン・サックス証券が聴取し又はゴールドマン・サックス証券が検討した財務、法務、規制、税務、会計その他の情報全ての正確性及び完全性について、LINE ヤフーの同意に基づき、これに依拠し、また、これを前提としており、これらについて何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックス証券は、LINE ヤフーの同意に基づき、本財務予測が、LINE ヤフーの経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としています。ゴールドマン・サックス証券は、対象者又は対象者の子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又はその他の貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。

GS 算定書は、本取引を行うに際しての LINE ヤフー又は公開買付者の経営上の意思決定や LINE ヤフー又は公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を述べるものではなく、法務、規制、税務又は会計に関する事項についていかなる見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックス証券は、本取引に関するいかなる条件又は側面、あるいは本取引において企図され又は本取引に関連して合意又は修正されるその他の合意又は法律文書に関するいかなる条件又は側面（対象者の各種類の証券の所有者、対象者の債権者又はその他の関係者にとっての本公開買付けの公正性及びこれらの者が本公開買付けに関連して受領した対価の公正性を含みます。）についても、考察を述べるものではなく、

また、ゴールドマン・サックス証券は、対象者の役員、取締役、従業員等に対して本公開買付けに関連して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額や性質の公正性又はこれらの者の階級についての見解を示すものではありません。また、ゴールドマン・サックス証券は、対象者株式の将来の取引価格や、クレジット市場、金融市場、コモディティ市場又は株式市場の変動が対象者、LINE ヤフー又は公開買付者に与える潜在的な影響、本公開買付けの影響による LINE ヤフー、公開買付者又は対象者の支払能力や存続性、LINE ヤフー、公開買付者又は対象者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切表明するものではありません。GS 算定書は、必然的に、その時点の経済環境、金融環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックス証券に提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックス証券は、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックス証券のアドバイザー・サービス及びGS 算定書は、LINE ヤフーの取締役会が本公開買付けを検討するにあたっての情報提供及びかかる検討の補佐のみを目的として提供されたものであり、公開買付者及びベインキャピタルを含むその他のいかなる者に対して提供されたものでもありません。ゴールドマン・サックス証券は、特定の公開買付価格を LINE ヤフー又は公開買付者に対して推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格を唯一適切なものとして推奨したこともありません。GS 算定書は、対象者株式のいかなる保有者に対しても、当該保有者が本公開買付けに応募すべきか、又はその他いかなる行動を取るべきかについて推奨するものではありません。GS 算定書を全体として考慮することなく一部又はその要約を選択することは、GS 算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックス証券はいずれの要素又は実施したいずれの分析に対しても特に重点的に依拠をするものではありません。

なお、ベインキャピタルは、対象者との協議・交渉の結果、企業価値向上の施策、経営及び事業運営の計画、対象者を取り巻く外部環境、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同及び対象者株主の皆様への応募推奨の可否、並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、本公開買付価格である 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

② 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を原則して 20 営業日と設定する予定であるところ、上記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格を 3,384 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500 円）とする 7 月 1 日付提案書を対象者に提出した旨を 2026 年 7 月 1 日に公表しており、対象者の少数株主の皆様が本公開買付けについて検討する機会は十分に確保されているものと考えております。なお、本日時点における本公開買付価格（3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円））は、7 月 1 日付提案書における当該価格から変更されておりますが、本日時点における本公開買付価格の方が 7 月 1 日付提案書における当該価格を上回っているため、対象者の少数株主の皆様が本公開買付けについて検討する機会の確保について悪影響を及ぼすものではないと考えております。

また、2026 年 5 月 12 日に、Kamgras 1 により Kamgras 1 公開買付けが公表されているところ、同日から本公開買付けの開始までの期間が長期にわたっているため、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されていると考えております。

③ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するた

めの措置

公開買付者は、下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権や価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定する予定です。詳細については、下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

(4)公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「(1)公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式（本不応募契約を締結できた場合には、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年12月上旬を予定しております。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者及び対象者（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者、KDDI及び対象者）を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者及びKDDI）のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者及び対象者（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者、KDDI及び対象者）を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。ただし、本不応募契約を締結できた場合であって、本公開買付けの決済後において、公開買付者又はKDDIが所有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及びKDDIを除きます。）が存在し又は存在することが合理的に否定できない場合その他本スクイーズアウト手続を安定的かつ円滑に実施し、本取引の目的を達成するために必要であると公開買付者が合理的に判断する場合、公開買付者は、KDDIに対して、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、法令等上許容される範囲内で（注1）、公開買付者に対してKDDIの所有する対象者株式の全部又は一部を無償で貸し付ける貸株取引を要請する可能性があります。

（注1）法令照会の結果によれば、公開買付制度の趣旨に鑑み、無償の貸株取引であっても支配権対立下で行われる場合は強制公開買付規制の適用対象となる「株券等の買付け等」に該当するとのことです。そのため、仮に貸株取引の実行時点においてその

ような状況であった場合には、かかる貸株取引は実施されないことになります。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、公開買付者及び対象者（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者、KDDI及び対象者）を除きます。）は、対象者に対して、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者及び対象者（本不応募契約を締結できた場合には、公開買付者、KDDI及び対象者）を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、Kamgras 1届出書によれば、本譲渡制限付株式については、割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により付与対象者の有する株式が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限ります。）の効力発生日が到来する場合には、効力発生日の前営業日において、対象者が無償取得するものとされているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、公開買付者が、KDDIとの間で本不応募契約の締結に至らなかった場合において、本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対して、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からはその所有する対象者株式の全てを取得し、売渡新株予約権者からはその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主が所有していた対象者株式及び売渡新株予約権者が所有していた本新株予約権の対価として、当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権買付価格と同額の金銭をそれぞれ交付する予定です。

株式等売渡請求に関連する少数株主や新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定と

して、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しない予定であるため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 公開買付けに係る重要な合意

公開買付者は、Oasisとの間で2026年7月1日付で本応募契約を締結し、本応募合意株式(38,200,548株、所有割合：19.14%)について、一定の前提条件(注1)が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募する旨(以下「本応募義務」といいます。)の合意をしております。また、本応募契約において、以下の内容を合意しております。

- (ア) 本公開買付期間の末日の前営業日までに、第三者により、本公開買付価格(注3)を1%以上上回る金額に相当する公開買付価格により、対象者株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。))が開始され(既に継続中の公開買付けにおいて公開買付価格が引き上げられた場合を含む。)、又は、Oasisが、第三者から、本公開買付価格を1%以上上回る金額に相当する価格により、本応募合意株式を取得する旨の真摯かつ具体的な提案(以下「対抗提案」という。))を受け、かつ、Oasisが、公開買付者に対して、本公開買付価格を、当該対抗公開買付けに係る買付価格又は当該対抗提案に係る価格(以下「対抗価格」という。))以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日(ただし、当該申入れの日が本公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、本公開買付期間の末日)までに、本公開買付価格が対抗価格以上の金額に変更されない場合、Oasisは、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、本応募義務を負わない(注4)。
- (イ) Oasisは、公開買付者が、その理由の如何を問わず、応募株券等の全部の買付けを行わないことを公表した場合、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、本応募義務を負わない。
- (ウ) Oasisは、本応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、本応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。))を行わない。ただし、Oasis間で行われる譲渡、担保設定その他の処分はこの限りではない。
- (エ) Oasisは、自ら又は他の者をして、本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と、直接又は間接に、競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。以下「抵触行為」という。))に関する積極的な勧誘、提案、情報提供等の誘引行為を行わない。公開買付者以外の第三者から抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、実務上合理的に可能な限り速やかに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。なお、本(エ)に記載の義務は、Oasisが、抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを行った第三者との間で、本応募合意株式の全部又は一部の譲渡、担保設定その他の処分に向けた協議を行うことを妨げるものではない。

- (オ) Oasisは、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始日から本公開買付けの決済開始日までの間、本応募契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使してはならない。
- (カ) Oasisは、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始日から本公開買付けの決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されれば対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、本応募合意株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする。
- (キ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本公開買付けの決済開始日以降に開催される場合、Oasisは、本応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、法令等上許容される範囲において、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）をとるものとする。ただし、本公開買付けが成立した場合であっても、本応募契約の定めに基づいて、Oasisが本応募義務を負わず、応募を撤回し、又は応募の結果成立した本応募合意株式の買付けに係る契約を解除した場合には、Oasisは前文に定める義務を負わない。
- (ク) Oasis及び公開買付者は、本応募契約締結日以降、(i) 自らの表明及び保証（注2）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii) 自らの本応募契約上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(注1) 本応募契約において、以下の事由が Oasis による応募の前提条件として規定されております。

- (1) 本公開買付けが、金融商品取引法その他の法令の定めに従い適法に開始され、撤回されていないこと。
- (2) ①本公開買付けのいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、そのおそれもなく、また、②本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのおそれもないこと。
- (3) 本応募契約に基づき公開買付者が、公開買付者が本公開買付けの開始日として決定した日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- (4) 公開買付者による表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- (5) Oasisが知っている、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいう。）及び対象者の株券等の公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいう。）で未公表のものが存在しないこと。
- (6) 本応募契約の履行（公開買付者が本公開買付けに応募された対象者株式の全てを取得すること及びそれに伴う資金調達を含む。）のために取得又は履践する必要がある許認可等について、クリアランスの取得が完了していること又は本公開買付け期間中にクリアランスの取得が完了することが合理的に見込まれること（ただし、Oasis Managementのみが、当該合理的な見込みを判断する唯一かつ絶対の権限を有する。）。

(注2) 本応募契約において、Oasis Management は、公開買付者に対して、Oasis Management に関し、①設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在について、Oasis に関し、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧対象者株式の保有について表明及び保証を行っております。公開買付者は、Oasis に対して、①設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。

- (注3) 本応募契約を締結した時点では、3,384円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）を意味しましたが、2026年7月27日付合意書の締結をもって、3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）に引き上げられています。
- (注4) 公開買付者は、2026年7月27日付で、Oasis との間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする予定であること、②2026年7月31日までに、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、本（ア）に記載された本公開買付価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。

その他、本応募契約においては、本応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本応募契約においては、(i)相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、(ii)相手方当事者の本応募契約上の義務の重大な不履行があった場合、(iii)相手方当事者につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として、(a)公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、又は(c)上記の（ア）又は（イ）に基づきOasisが本応募義務を負わず、応募を撤回し、応募の結果成立した本応募合意株式の買付けに係る契約を解除した場合が終了事由として規定されております。また、本応募契約においては、Oasisは、本公開買付けの開始日から起算して80営業日以内に、本公開買付期間満了日（本公開買付期間が延長された場合（複数回の延長を含む。）には、当該延長後の買付期間の満了日をいう。）が到来しない場合には、公開買付者に対して書面で通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が規定されています。

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

公開買付者は、上記「(1)公開買付けの目的の概要」及び「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（本不応募契約を締結できた場合には、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

また、公開買付者は、上記「(1)公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、KDDIとの間で合意できた場合には、本スクイーズアウト手続後、本自己株式取得を予定しております。本自己株式取得を行う場合における本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取額が、仮にKDDIが本公開買付けに応募したと仮定した場合の税引後手取額と実質的に同等となる金額（公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいいます。）として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,960円を予定しております。

(8) 資金調達の手法

本取引に係る決済資金は、ベインキャピタル及び LINE ヤフーそれぞれからの公開買付者に対する直接又は間接的な出資及び本銀行融資により充当することを予定しております。公開買付者は、当該出資に関して Bain Capital Asia Fund VI, L.P. からのエクイティコミットメントレターを取得するとともに LINE ヤフーの預金残高証明書を確認済みです。本銀行融資に関しては、2026年7月1日付で、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社きらぼし銀行、株式会社あおぞら銀行、及び株式会社 SBI 新生銀行から、本銀行融資に係るコミットメントレターを取得しております。

(9) 公開買付代理人

本公開買付けに係る公開買付代理人については、株式会社 SBI 証券を予定しております。

3. 今後の見通し

今後、本公開買付前提条件の充足見込み時期に変更が生じた場合その他開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けが開始された場合に売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、開始された場合、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成される予定ですが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。ベインキャピタル、LINE ヤフー、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）12 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、ベインキャピタル、LINE ヤフー、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。